

規制の事前評価書

1 規制の名称

年少者による空気銃の所持の制限

2 担当部局

警察庁生活安全局生活環境課

3 評価実施時期

平成20年9月

4 規制の目的、内容及び必要性

(1) 規制の目的及び必要性

空気銃については、原則として18歳以上の者でなければ所持許可を受けることができないものの、18歳未満であっても国民体育大会の選手又はその候補者として推薦された14歳以上のものに限り、所持許可の対象にするという例外を認めている。しかし、年少者（14歳以上18歳未満の者をいう。以下同じ。）は、一般に心身が未成熟で成人に比べて危険物を適切に保管等する能力に劣っており、年少者自らが空気銃の所持許可を受けて保管した場合に、大会等の際に年少者が空気銃を携帯して射撃場までの間を往復するということにならざるを得ないこと等の問題が認められることから、盗難、紛失等の事故を防止するため、年少者については特別の場合を除き所持許可を認めないこととする必要がある。

(2) 規制の内容

年少者で所持許可を受けて空気銃を所持することができるものの範囲を、国際的な規模で開催される一定の空気銃射撃競技に参加する選手等に限定することとする（所持許可を受けられない年少者は、射撃指導を受けるために、資格の認定を受けた上で、射撃指導員が所持許可を受けて所持する空気銃を所持することができることとする。）。

5 法令の名称・関連条項とその内容

銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第1号

6 想定される代替案

国民体育大会の選手又はその候補者として推薦された年少者にも許可を認めるが、当該許可に係る空気銃の銃砲店等に対する保管委託を義務付ける。

7 規制の費用

遵守費用

改正案については、国民体育大会の選手又はその候補者として推薦された年少者

が資格の認定を受ける事務的負担及び射撃指導員が許可申請する事務的負担が発生する。また、射撃指導員が監督に当たる費用が発生する。代替案については、許可申請に係る事務的負担及び空気銃の保管委託に係る費用が発生する。

行政費用

改正案については、年少者の資格認定及び射撃指導員の許可申請に対する審査に必要な事務的負担が生じるが、特段の体制強化等なく対応することができるものであり、費用の増加は僅少である。代替案については、年少者の許可申請に対する審査に必要な事務的負担が生じるが、特段の体制強化等なく対応することができるものであり、費用の増加は僅少である。

その他の社会的費用

改正案及び代替案について、上記の費用以外に増加する費用は想定されない。

8 規制の便益

改正案については、年少者の所持する空気銃の盗難、紛失等の事故を防止することにより、空気銃による人の生命及び身体の被害が防止される。

代替案については、銃砲店等が保管するときには改正案と同様の便益が期待されるが、それ以外のときにはそれぞれの年少者が空気銃を所持することを認めることとなるため、空気銃の盗難、紛失等の事故が発生する可能性がある。

9 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

改正案では、国民体育大会の選手又はその候補者として推薦された年少者が資格の認定を受ける事務的負担及び射撃指導員が許可申請する事務的負担が発生し、射撃指導員が監督に当たる費用も発生する。一方、代替案では許可申請に係る事務的負担及び空気銃の保管委託に係る費用が発生する。費用の点では、改正案の方がやや大きいとも考えられるが、得られる便益に比して十分正当化できる範囲のものと考えられる。さらに、代替案では便益が十分に期待できない。したがって、改正案の方が代替案よりも優れていると評価することができる。

10 有識者の見解その他の関連事項

平成20年5月から、銃砲規制等の在り方に関して有識者・専門家から意見を聴取することを目的として「銃砲規制のあり方に関する懇談会」（座長：藤原静雄 筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授）が設置され、幅広く検討が行われ、同年7月に「銃砲規制等の在り方に関する意見書」を取りまとめた。

今般の法改正案については、当該意見書の内容を反映させたものとなっている。

11 レビューを行う時期又は条件

当該規制は、社会秩序の基本に係る最小限度の規制であり、見直し規定を置かないものの、社会情勢に応じて必要があると認めるときは所要の措置を講ずるものとする。